人権協会ニュース

2024年7月　第74号
発行：摂津市人権協会
事務局：摂津市人権女性政策課
06−6383−1324

ホームページもご覧ください

“敬い 手を携えて”
定例総会を開催

摂津市人権協会は、去る5月14日（火）摂津市コミュニティプラザにおいて令和6年度定例総会を開催しました。当日はお忙しいにもかかわらず森山市長、水谷市議会議長のご臨席を賜りました。

　冒頭、村上弘二会長から今年、年明け早々に発生した能登半島地震において被災された方々へお悔やみとお見舞い、そして一日も早い復興を願う思いを述べられました。その後、昨今の社会情勢、人権を取り巻く状況についてふれ、人権協会の役割等についての考えを示されました。「昨今はインターネットやSNSの普及に伴い、心無い誹謗中傷や部落差別を助長・誘発するような書き込みをはじめ、障害者への人権侵害、在日外国人に対するヘイトスピーチ、性的マイノリティに対する偏見など、人権を取り巻く状況は複雑かつ多様化し、社会からの人権啓発事業への期待・要望が高まってきていること、あらゆる人の尊厳が尊重されるには、私たち一人ひとりが真摯に人権問題に向き合い、学習を重ね、偏見から自らを解き放ち、真実を知ることが重要であると示しました。

村上会長

　議事では、前年度の取組みの報告、今年度の活動方針等を提案しすべて承認されました。

　人権協会では、「あらゆる人の尊厳が尊重される地域社会の実現をめざして“敬い手を携えて”を大切に」を合言葉に、今年も協会員はもとより関係機関との連携をさらに密にし、さまざまな取り組みを行ってまいります。

　総会に引き続き記念講演が行われました。

　今年の講師は、堺市立人権ふれあいセンター館長の大原和子さんです。大原さんには昨年10月、フィールドワークで同センターを訪問した際、自身の体験をもとに同和問題や在日外国人に対する偏見等についてお話いただきました。（協会ニュース第72号参照）今回、その時お話しいただいたことをより多くの方に聴いていただくため、大原さんにお越しいただき、「私と人権」〜自分を偏見から解き放つ〜と題してお話いただきました。問題の当事者の気持ちや当事者ではない者の問題に対する考え方、かかわり方、「当事者」でなくとも「共事者」であることの大切さ等をご自身の言葉で語っていただき、その一言ひとことが胸の奥深くまでしみこんできました。「かかわらなければ何も知らない、わからない」「かかわることで真実が見えてくる」「無関心、無知は差別することと同じでは…」まさしくそのとおりです。さらにこのことは、差別に対してのことだけではなく、あらゆる社会の出来事、人間関係に通ずることではないでしょうか。今回もまた「人権」についてあらためて考える場となりました。

大原和子さん

参加者の声

○同世代の講師の先生だったのでとても共感できました。今後の参考になりました。差別の根源は正しく見ることができず、偏見によって起っていることが理解できました。

○自分のこととして捉えることが大切であると実感しました。

○ありのままのことを語っていただいたことがとても胸に響きました。常に自分自身を振り返りながら物事を考えていくことが大切だと学びました。

○まっすぐな言葉でお話しいただき、共感したり考えさせられることが多くありました。考えるだけでなく「行動に移す」ことを積み重ねられるように心がけたいと思いました。

第1回役員・常任委員会、校区推進委員連絡会を開催

摂津市人権協会は、人権教育啓発活動を行う市内各種団体、各中学校区を中心に啓発活動を行う推進員（個人）で構成し、推進団体及び校区推進委員の中から総会において役員を選出し、またそれぞれ互選により常任委員を選任します。役員会・常任委員会は本会の重要事項、企画・運営に関する事項を審議・決定しその執行にあたります。校区推進委員連絡会では、各中学校区の活動内容や課題共有、情報交換を行っています。今年度は6月11日に役員会・常任委員会を、6月15日に校区推進委員連絡会を開催しました。

役員・常任委員会では、総会で決定した今年度の活動方針等の確認、課題の整理、開催予定の各種研修会等の案内、研修受講報告等を行いました。

常任委員会

校区推進委員連絡会

校区推進委員連絡会では、各校区の昨年度の振り返り、今年度の取組み、活動にあたっての課題等について熱心に議論されました。特に、校区人権のつどい等の行事に一人でも多くの方に参加いただくための実施内容や周知方法について議論が交わされました。

人権に関するお話

『発達障がい』について

みなさんの周りにこんなお子さんがいませんか？

「忘れ物が多い　何回言っても忘れてしまう」「話し上手だけど書くことが極端に苦手」相手に悪気はないのに「相手に失礼なことや相手が傷つくことを言ってしまう」こうした行動や態度のために周りの人から「困った子」「相手の気持ちが分からない自分勝手な子」と誤解されて、敬遠されてしまうこともあります。これは「発達障がい」として知られる特性の例です。

「発達障がい」は、脳の働きの違いによるもので、決して「本人の努力が足りない」とか「親のしつけに問題がある」ものではありません。一人ひとりの特性に応じた理解や支援により、その違いは「障がい」ではなく「個性」と変化していきます。

例えば、Aさんは一つのことに集中することは苦手ですが、周囲への気配りが得意で、困っている人がいれば、誰よりも早く気づき手助けすることができます。

そんなAさんの「個性」を生かすためには、Aさんが勉強する時に、本人の好きな遊び道具を片付けて、集中しやすい環境を作ることも大切です。気配りが出来た時はうまく褒めるなど周囲のちょっとした配慮が必要となります。

「発達障がい」の主な特性別例

① 「自閉スペクトラム症」

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり、動けなくなったりします。その他、コミュニケーション障がい

やパターン化した行動をとったり、興味や関心ごとに偏りやこだわりが見られます。

②「注意欠如・多動症（ADHD）」

集中できない、じっとしていられない、考えるより先に行動する。衝動的行動をすることが多い。

③「学習障がい（LD）」

全般的な知的発達に遅れはないのに「読む」「書く」「計算する」「推論する」など、特定の能力を学んだり、行動することが極端に苦手。

〇早期に子どもの特性に気づき、支援機関等に相談することで、その子の強みを発見し、前向きな子育てをすることができます。

もし「うちの子に特性があるかも」「この子の特性に合わせた子育ては、どうすれば？」など気になることがあれば、市の「こども家庭相談課」「人権なんでも相談」等で相談員に相談してください。

私たち一人ひとりの理解と適切なサポートによって「発達障がい」のある子どもたちが自分に合った支援を受け、自分らしく生き生きと暮らせる社会を作りましょう。

お知らせ

第1回ヒューマンセミナー

日時　7月23日（火）　午後2時～4時

場所　摂津市コミュニティプラザ　2階会議室

内容　神戸市発達障害ピアカウンセラー　笹森理絵さんによる講演

「基礎から、より深くまで発達障がいの理解と支援を学ぶ」

※ご自身は32歳の時に発達障がいの診断を受け、息子3人もさまざまな発達特性を持ちながら、個性豊かな生活を送られています。

ご自身の成育歴や育児、支援者経験から発達障がいへの理解、支援、かかわり方などについて様々な視点からお話しいただきます。

署名にご協力を！

本会も参画している世界人権宣言摂津連絡会議はその活動の一環として『核兵器禁止条約』の早期締結を求める署名活動を行っています。今、世界情勢が不安定になり、核の脅威がせまりつつあります。核兵器のない世界の実現に向け、私たちの思いを署名を通じて届けましょう。

人権ライブラリー

摂津市役所４階、人権女性政策課にてDVDを貸し出ししています

合理的配慮の実践法

～障害のある者、ない者が共に学ぶ～

20分

2013年末、国会で国連の「障害者の権利に関する条約」の批准承認が可決され、2014年1月、日本はようやく世界で140番目の批准国となりました。この作品は、合理的配慮について人権・差別の観点からわかりやすく解説し、正しい理解を促します。その上で様々な特性・症状を持った障害児たちが生き生きと学校生活を送るために、どのような配慮をすればよいか、具体例で示します。（2016年制作）

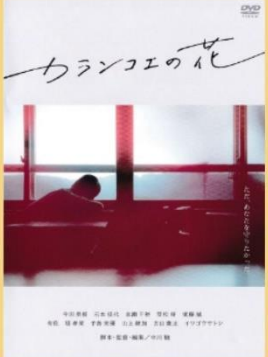

カランコエの花

３９分

「うちのクラスにもいるんじゃないか？」とある高校２年生のクラス。ある日唐突に『LGBTについて』の授業が行われた。しかし他のクラスではその授業は行われておらず、生徒たちに疑念が生じる。「うちのクラスにLGBTの人がいるんじゃないか？」生徒らの日常に波紋が広がっていき…

思春期ならではの心の葛藤が起こした行動とは…？（2016年）

「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名

被爆者をはじめとした多くの人々の核兵器廃絶への強い願いが実を結んで、2017年7月に「核兵器禁止条約」が国連で採択され、3年余り経った2021年1月22日に発効しました。しかしながら、核兵器のない世界を実現するためには、核保有国及びその傘の下にある国の条約の効果的な運用に向けた議論への参画と締約国会議への参加、また条約の署名・批准国の一層の拡大により、この条約を実効性の高いものとしていく必要があります。

この署名活動を通して、核兵器はこの世に存在してはならない「絶対悪」であるとの民意を世界中に広げ、全ての国が早期にこの条約を締結するよう為政者の政策転換を促していきましょう。

私は、全ての国が「核兵器禁止条約」を早期に締結することを求め、署名します。

No.	名　前	住　所

※ この署名は、平和首長会議が取りまとめて国連関係者へ届けます。
※ ご署名は、郵便、FAX、PDFファイル等で、下記までお送りください。
※ 10名に満たない場合でも結構です。また、10名を超える場合は恐れ入りますが、この用紙を複数枚ご用意ください。
※ ご記入いただいた個人情報は、適切に管理し、本署名活動以外には使用いたしません。

【送付先】摂津市　市長公室　人権女性政策課
〒566-8555　大阪府摂津市三島一丁目１番１号
TEL：(06) 6383－1324　FAX：(06) 6319－5970
E-mail：jinken-josei@city.settsu.osaka.jp

オンライン署名はこちらから↓

校区活動報告

人権協会では、地域での活動を効果的に進めていくため各中学校区に校区推進委員会を設置し、地域に密着した啓発活動を推進しています。

◎四中校区

3月3日（日）に人権バス研修を実施しました。視察先は南あわじ「若人の広場公園」方面です。

先の大戦において、学業半ばでさまざまな軍需工場での生産に動員され、そこで亡くなった男女学徒を追悼する施設として昭和42年に建設されました。阪神・淡路大震災の被害で閉鎖されましたが、市民が憩える都市公園として再整備され開園。当日は素晴らしいお天気に恵まれ、美しい瀬戸内海と学徒の象徴としてペン先をモチーフとした高さ25ｍの「慰霊塔・永遠のともしび」や、学徒の遺品などの展示を見学しました。

◎五中校区

3月10日（日）に鳥飼東公民館で人権ビデオ上映会&人権ジャズコンサートを開催しました。

はじめに人権学習として「パワハラを学ぶ～基礎から防止対策まで～」の研修ビデオを視聴しました。パワハラは働く人の尊厳や人格を傷つける決して許されることのない行為であり、相手を認め、尊重し、ねぎらうことが大事であることをあらためて学びました。

その後、人権ジャズコンサートを開催しました。演奏は「ケイコ・嶺&東公民社」の皆さんで、ジャズのスタンダードナンバーを中心に、昭和歌曲を交えた演奏を行っていただきました。静かに音楽に耳を傾けることができるのは、社会も心も平和で穏やかであってこそ。この平穏なひと時がふた時み時と続きますように。

◎今後の校区活動予定

今後すべての校区において、人権のつどい、人権バス研修、人権教育啓発作品展等が行われる予定です。日程等については校区推進委員会を通じて地域の方にお知らせするとともに、次回協会ニュースでもお知らせします。

みなさん、どんどんお近くの人権啓発活動にご参加ください。お待ちしております。

人権なんでも相談（電話・面接）

☎06－6383－1011

◆日時　毎週月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時

◆場所　摂津市役所4階　人権女性政策課

摂津市人権協会では、あなたの相談を丁寧にお聞きし一緒に考えさせていただきます。あなた自身もしくは周りの人が困っていることがありましたら、気軽にご相談ください。

摂津市人権協会　ご入会案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市とともに地域に根ざした活動をしている団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動に一緒に参加してみませんか。ご入会を希望される方は、摂津市人権協会事務局までご連絡をお願いします。

※入会金不要

摂津市人権協会事務局
（摂津市役所　人権女性政策課内）
☎06－6383－1324